

事業承継費用補助金交付要綱

(総則)

第1条 市内の優れた経営資源を持ちながら後継者問題等の課題を抱える市内の中小企業の事業を継続させ、技術、サービス又は雇用の喪失を防ぐため、市内の中小企業がその課題解決を目的とした事業を行う際に専門事業者に支払う費用に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 倒産 企業が、次のいずれかに該当することをいう。
 - ア 手形、小切手等の不渡り事故を6月以内に2回繰り返し、手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - イ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てが行われたとき。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てが行われたとき。
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われたとき。
 - オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てが行われたとき。
- (3) 専門事業者 税理士事務所、会計事務所、法律事務所、コンサルティング会社、M&A仲介業者等事業承継若しくはM&Aに関するコンサルティング又はマッチング支援等を業務として行う事業者をいう。
- (4) M&A 企業の既存経営資源を活用することを目的に企業や事業の経営権を移転する取引をいう。ただし、資本、資産等の取引を伴わない業務提携等は除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助金交付対象者」という。）は、個人にあっては市内に事業所を置き、法人にあっては市内に本店を置く自社の事業承継又はM&A（買収する側を除く。）を実施しようとする中小企業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 申請者と譲渡先企業の代表者が同一人物である者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 次に掲げる者でないこと。

ア 個人にあっては、横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員である者
イ 法人にあっては、条例第2条第2号に規定する暴力団又は当該法人の役員が同条第3号に規定する暴力団員である者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、事業承継等を目的として実施する次の各号に掲げる事業であって、補助金等交付申請書の提出時点において原則として完了していないものとする。

- (1) 事業承継の戦略策定
 - (2) M&Aの仲介委託等
- 2 前項の規定にかかわらず、当該事業について過去にこの要綱に規定する補助金及び同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けたものを除くものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、専門事業者に対し前条各号に掲げる業務を委託するための国内外の経費のうち、次の各号に掲げるものとし、市長が定める日までに完了する補助対象事業に係る経費とする。

- (1) 事業承継の戦略策定に係る次に掲げる経費
 - ア 初期診断
 - イ 課題分析又はコンサルティング
 - ウ 事業承継計画の作成
 - エ 企業価値の算出
 - (2) 仲介又はマッチングの登録、着手等M&Aの仲介委託に係る経費
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助の対象としない。

- (1) 専門事業者に対する顧問料等
- (2) 官公庁等の手続及び書類作成に係る費用、個別具体的な案件に関する訴訟又はトラブル対応に係る費用並びにM & A等の成立時に支払う成功報酬に係る費用

(補助金額)

- 第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条に規定する補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、当該補助金交付対象者につき50万円を限度とする。
- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、市長があらかじめ指定した期間内に補助金等交付申請書を提出しなければならない。
- 2 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。この場合において、第4号に掲げる書類で補助金額を算出することができるときは、規則第4条第2号に掲げる書類は省略するものとする。
- (1) 法人にあっては、役員の氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別を記載したもの
 - (2) 法人でない団体及び個人事業主にあっては、代表者の氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別（以下この号において「氏名等」という。）を記載した書類。ただし、補助金等交付申請書に氏名等の記載がある場合は、省略することができる。
 - (3) 法人にあっては法人の登記事項証明書、個人事業主にあっては、所得税に係る個人事業の開業届出書の写し
 - (4) 見積書の写し
 - (5) 市税の納付を証する書類。ただし、補助金を受けようとする者が、市長が市税の納付状況について調査することに同意している場合は、省略することができる。
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 3 規則第6条第1項に規定する申請書には、変更後の事業計画書及び見積書を添付するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業承継又はM&A実施を証する書類
- (2) 領収書の写し
- (3) 第4条第2号に掲げる事業の場合は、契約書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(取組状況報告)

第9条 第4条第2号に掲げる事業において助成を受けた場合は、当該助成を受けた日の属する年度末までの取組状況を証する書類を市長が定める日までに提出しなければならない。

(交付決定の取消し又は助成金の返還)

第10条 市長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助の対象となる事業の完了前に事業所を市外に移転したとき。
- (2) 補助金の交付前に倒産したとき。

(その他)

第11条 この要綱の施行に必要な事項は、経済部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。